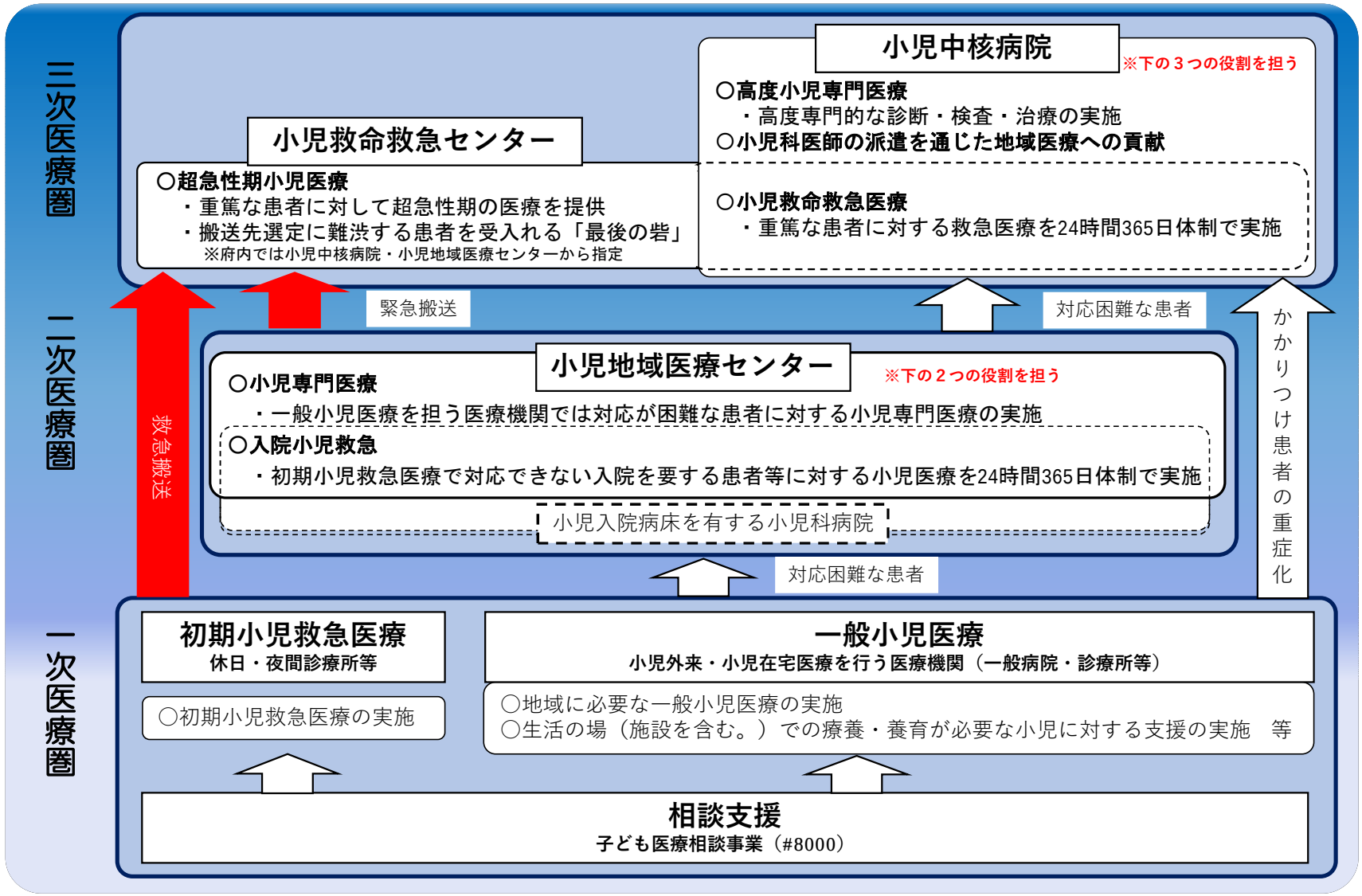
三次医療圏
二次医療圏
一次医療圏
小児中核病院
※下の３つの役割を担う
○高度小児専門医療
・高度専門的な診断・検査・治療の実施
○小児科医師の派遣を通じた地域医療への貢献
○小児救命救急医療
・重篤な患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施
小児救命救急センター
○超急性期小児医療
・重篤な患者に対して超急性期の医療を提供
・搬送先選定に難渋する患者を受入れる「最後の砦」
※府内では小児中核病院・小児地域医療センターから指定
緊急搬送
対応困難な患者
救急搬送
かかりつけ患者の重症化
小児地域医療センター
※下の２つの役割を担う
○小児専門医療
・一般小児医療を担う医療機関では対応が困難な患者に対する小児専門医療の実施
○入院小児救急
・初期小児救急医療で対応できない入院を要する患者等に対する小児医療を24時間365日体制で実施
小児入院病床を有する小児科病院
対応困難な患者
初期小児救急医療
休日・夜間診療所等
○初期小児救急医療の実施
一般小児医療
小児外来・小児在宅医療を行う医療機関（一般病院・診療所等）
○地域に必要な一般小児医療の実施
○生活の場（施設を含む。）での療養・養育が必要な小児に対する支援の実施　等
相談支援
子ども医療相談事業（#8000）